

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

～令和4年度当初予算ベース～

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に、令和元年10月1日より10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度大船渡市一般会計当初予算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- |   |                       |             |
|---|-----------------------|-------------|
| 1 | 地方消費税交付金（社会保障財源分）     | 424,000千円   |
| 2 | 上記1が充てられる社会保障施策に要する経費 | 3,424,807千円 |

（単位：千円）

		令和4年度 予算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	903,131	675,135	55,850	172,146
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	97,472	15,001	20,202	62,269
	児童福祉費 (保育の無償化事業)	888,288	654,766	57,204	176,318
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	80,000	20,900	14,477	44,623
	母子福祉費 (寡婦、寡夫医療費助成事業)	9,000	0	2,205	6,795
社会保険	介護保険事業	679,810	36,525	157,581	485,704
	国民健康保険事業	405,482	183,841	54,294	167,347
	後期高齢者医療事業	139,091	96,653	10,396	32,042
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	39,979	6,735	8,144	25,100
	予防費 (感染症予防事業)	90,000	4,375	20,975	64,650
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	92,554	0	22,672	69,882
合 計		3,424,807	1,693,931	424,000	1,306,876